

熊本市教育長の給与等に関する条例の一部改正について

熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市教育長の給与等に関する条例（平成10年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「705,000円」を「707,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提出理由）

市長等の給料の改定が実施されることに伴い、教育長の給料を改定するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。